3　第一項の規定による通告に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、国税局長又は税務署長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権で、当該通告を更正することができる。

4　第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める。

5　犯則者は、第一項の通告の旨（第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。）を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。

6　犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。

（間接国税に関する犯則事件についての通告処分の不履行）

第百五十八条　犯則者が前条第一項の通告（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」という。）を受けた場合において、当該通告等を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該通告の旨を履行しないときは、国税局長又は税務署長は、検察官に告発しなければならない。ただし、当該期間を経過しても告発前に履行した場合は、この限りでない。

2　犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等をすることができないときも、前項と同様とする。

（検察官への引継ぎ）

第百五十九条　間接国税に関する犯則事件は、第百五十六条第一項ただし書（間接国税に関する犯則事件についての報告等）の規定による国税局若しくは税務署の当該職員の告発、同条第二項ただし書の規定による国税庁の当該職員の告発又は第百五十七条第二項（間接国税に関する犯則事件についての通告処分等）若しくは前条の規定による国税局長若しくは税務署長の告発を待つて論ずる。

2　第百五十五条（間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発）の規定による告発又は前項の告発は、書面をもつて行い、第百五十二条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。

3　前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第百四十四条第一項（領置物件等の処置）の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。

4　前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。

5　第一項の告発は、取り消すことができない。

（犯則の心証を得ない場合の通知等）

第百六十条　国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。

（国税徴収法の一部改正）

第九条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「無限責任社員等」を「合名会社等の社員等」に改める。

第三十三条の見出し中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に改め、同条中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人」に改め、「（合資会社）」の下に「及び監査法人」を加える。

第九十七条中「。以下同じ」を削る。

第百四十四条中「立会」を「立会い」に、「市町村長の補助機関である」を「地方公共団体の」に改める。

第百五十九条の見出しを「（保全差押え）」に改め、同条第一項中「免かれ」を「免れ」に、「基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押え、記録命令付差押え、国税通則法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押え、記録命令付差押え」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条第四項中「その差押え」を「その差押え」に改め、同条第五項中「差押を、」を「差押えを、」に改め、同項第一号及び第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条第七項中「差押」を「差押え」に改め、同条第八項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第九項中「差し押えるべき」を「差し押さえるべき」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第十項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第十一項中「その差押」を「その差押え」に、「責に」を「責めに」に改める。

（国税犯則取締法の廃止）

第十条　国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）は、廃止する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十一条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「いう」の下に「。第十条の三において同じ」を加え、「第十条の二」を削る。

第十条の二中「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に改め、「必要な情報」の下に「（以下この条、次条第一項及び第十条の三の三において「必要犯則情報」という。）」を加え、「当該情報」を「当該必要犯則情報」に、「に対する質問、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査又はこれらの者が任意に提出した物の領置をする」を「（以下この条及び次条第一項において「提供対象者」という。）に対して出頭を求め、提供対象者に対して質問し、提供対象者が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は提供対象者が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置する」に改める。

第十条の三の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条第一項中「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に、「同条に規定する情報」を「必要犯則情報」に、「捜索又は差押え」を「提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、第八条の二の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項及び第十条の四において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

第十条の三第二項中「急速」を「、急速」に、「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「場所、身体若しくは物件又は」を「身体、物件若しくは場所」に、「物件の」を「物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の」に改め、同条第三項中「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に改め、この条」の下に「及び次条」を加え、同条第四項中「臨検すべき」を「相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名（法人（人格のない社団等を含む。第十三条第五項において同じ。）については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは」に、「場所、身体若しくは物件又は」を「身体、物件若しくは場所」に、「物件並びに」を「物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに」に、「官職及び氏名」を「官職氏名」に、「年月日並びに」を「年月日及び」に、「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に、「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条の次に次の二条を加える。